

越前町小規模集合排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 福井県 丹生郡 越前町

事 業 名 : 小規模集合排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年度 (11年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非 適
処理区域内人口密度	21.0(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区(六呂師処理区)		
処 理 場 数	1施設(六呂師処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道料金は他の下水道と同じ料金体系となっている。なお、平成26年4月に料金を改定した。(以下、税抜) ・基本料金(使用料10m ³ 以下の分) 1,300円 超過料金(1m ³ につき) 10m ³ を超え30m ³ までの分 130円, 30m ³ を超え50m ³ までの分 140円 50m ³ を超え100m ³ までの分 150円, 100m ³ を超える分 165円						
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上						
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,800	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	1,944	円
	平成26年度	2,800	円		平成26年度	2,273	円
	平成25年度	2,570	円		平成25年度	2,541	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0名
事業運営組織	上下水道課において、上水道事業、公共下水道事業等とともに運営を行っている。 小規模集合排水処理事業の専従職員は配置していない。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、故障発生時の応急対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙1「経営比較分析表」参照

施設の整備は終了しており、維持管理の時期を迎えている。町村合併してから10年が経過した今日、施設の老朽化や人口減少を踏まえ、自主財源の確保はもとより、効率良い事業運営を考えていく必要がある。

今後は、長期的視野に基づき、計画的に料金改定等の施策を実行していく必要がある。

2. 経営の基本方針

本町の小規模集合排水処理事業は、合併前の旧越前町において平成16年度に着手し、六呂師処理区の1処理区が平成17年度に供用開始している。

本町の小規模集合排水処理施設は、整備から既に10年以上が経過しており、今後は、維持管理面において老朽化する機械設備の更新等を計画的に実施する必要がある。それらを実施するためには、今後も財政的に多額の支出が必要となることが見込まれる。

一方、財政面においては、有収水量が横ばい状態にあり、処理対象となる世帯数も少ないことから、料金収入の増収は期待できないため、今後、事業を継続するための財源確保は厳しい状況にある。

このような状況から、本事業の将来像や運営方針を明確化し、適切な施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要がある。

具体的には、以下の取り組みを中心に施策を推進することとする。

1. 水洗化の促進
引き続き、全世帯水洗化への活動を実施する。
2. 効率的な事業の執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、歳出額の削減につとめる。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙2のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・当該施設は、供用開始以来10年を経過している。処理場・ポンプ場については、機械設備等の耐用年数の大半が15年～20年であることから、設備の状況を注視し、耐用年数を経過した設備に対して計画的な更新または修繕工事等を実施するものとする。管路施設については本計画期間中は耐用年数（50年）を超える路線がないことから更新工事は実施しない。

・地震等の災害時において、被災状況等を調査するための情報収集活動を円滑化すること等を目的に、下水道管路台帳のデータベース化を図り、施設の位置、構造等を速やかに把握するためのシステム構築を目指す。

② 収支計画のうち財源についての説明

・料金収入
他の下水道事業と同じ料金体系を維持し、現在の統一下水道使用料金での収入を見込む。

・将来人口、世帯数
行政人口は「越前町人口ビジョン、平成27年10月」（国立社会保障・人口問題研究所の推計値に準拠）を参考とした。小規模集合排水処理地域の人口は、町全体に占める処理区ごとの人口比率を将来予測式により推計し、これに将来行政人口を乗じて按分した。また、調定件数の基となる世帯数は、一般住宅を対象に、将来処理区別人口を予測式で推計した世帯当たり人員で除して求めた。

六呂師地区は人口、世帯数ともほとんど横ばいで、今後もこの傾向で推移するものとした。

・水洗化率
水洗化率の推定は、過去5年間の推移から予測式を用いて算出した。当初水洗化率100%であったものが、未接続世帯が1件増えたことから、今後10年間はこの動向で推移するものとした。

・起債
公債については、新規の汚水樹設置以外の投資は見込んでいないため、計画期間内の新たな借入は行わない予定である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用
今後、下水道に関する他事業計画の見直しに合わせて基本方針を検討するものとし、当計画では考慮しない。

・職員給与費
専従職員数は0人であるため、平成28年度以降も0円とした。

・その他の営業費用
規模が極めて小さい処理場であり、経費削減できる要素が少ないため、ほぼ平成27年度決算額を現状維持とした。

・需用費、動力費、役務費
平成27年度決算額ベースとし、現状維持とした。

・修繕費
維持・運営に必要な経費であり、実績値に基づき計上した。

・委託費
平成27年度決算ベースとし、現状維持とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	建設改良工事はすでに終了しており、今後は適切な維持管理を実施することにより設備の延命化を図り、修繕費の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	公共下水道事業と同様、小規模集合排水処理事業についても包括的民間委託等を検討する。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料体系は従来どおり、他の下水道事業と同一の料金体系とする。料金の見直しについては下水道事業全体長期的・継続的に運営する必要性を踏まえて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	積極的に民間委託を行い、経費の節減を行う。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	設備の更新時期に合わせ、高効率型機器への更新など、経費削減について検討する。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	今後、処理施設の更新が増大することから、計画的な修繕工事を実施し、修繕費の平準化を図る。
委託費に関する事項	委託業務について検討し経費の削減、効率化に努める。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ、改善に取り組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	策定後は、毎年度、実績と比較し、また、概ね5年ごとに見直しを行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行う。
---------------------	--

経営比較分析表

福井県 越前町

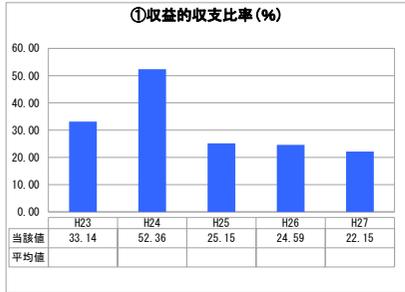
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	I3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	0.09	97.48	2,800

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
22,649	153.15	147.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
21	0.01	2,100.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



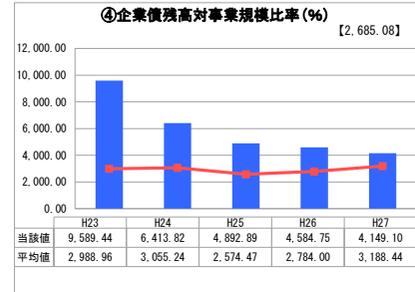
「単年度の収支」



「累積欠損」



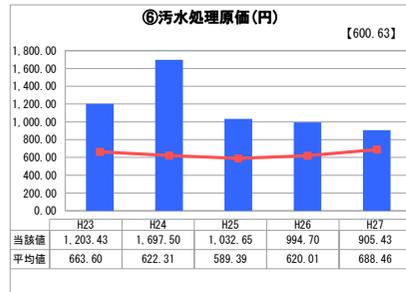
「支払能力」



「債務残高」



「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

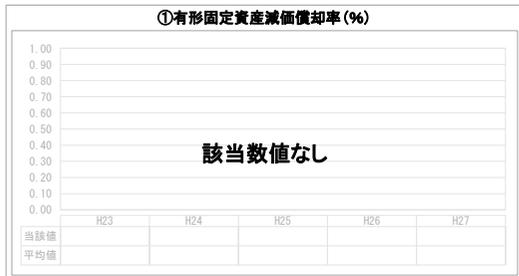


「施設の効率性」

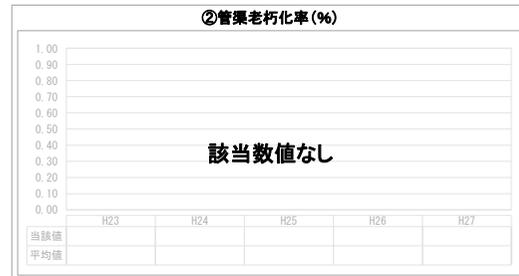


「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率が100%未満であるのは、地方債元利償還金の財源はもとより、施設管理費の一部も一般会計繰入金に依存していることが要因である。施設の整備はほぼ終了しており、水洗化率も約90%に達している中で、自主財源を確保するためには、料金改定が必要になる。このことは、⑤経費回収率が低いこと並びに⑥汚水処理原価が高いことへの対策と連動するが、平成26年度に水道料金と併せて料金改定を実施しており、今後は、県内自治体水準と比較しながら、更なる検討が必要になる。

⑦施設利用率については、類似団体平均値と同等の値で推移しているが、今後は人口減少に伴い値の低下が予測される。

④企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値より高いが、施設の整備がほぼ終了しているため、今後は低い値で推移していくと予測される。

⑧水洗化率については、100%を目指し、更なる接続の推進に努めていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

当該施設は、供用開始以来10年を経過している。管路施設は、耐用年数50年を目標に、順次更新を実施していく必要がある。一方、処理施設については、機械設備等の耐用年数の大半が15年～20年であることから、設備の状況を注視しながら、機能診断調査等を実施し、計画的な機器等の更新を進めていく必要がある。

全体総括

施設の整備はほぼ終了しており、維持管理の時期を迎えている。町村合併してから10年が経過した今日、施設の老朽化や人口減少を踏まえ、自主財源の確保はもとより、効率よい事業運営を考えていく必要がある。

今後は、長期的視野に基づき、計画的に料金改定等の施策を実行していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

小規模

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	236	222	277	277	262	279	279	264	262	262	247	247
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	10,820	9,211	8,776	8,311	7,843	7,371	6,896	6,419	5,938	5,454	4,966	4,475

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	272	236	173	167	179	159	159	169	168	165	177	173
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	272	236	173	167	179	159	159	169	168	165	177	173
資本的収支分	1,558	1,610	1,404	413	416	419	422	425	428	431	434	437
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	1,558	1,610	1,404	413	416	419	422	425	428	431	434	437
合 計	1,830	1,846	1,577	580	595	578	581	594	596	596	611	610